

中国で販売できる商品の条件等

1、取り扱い可能カテゴリー

酒類	一般食品	栄養補助食品	各種生活雑貨
服飾雑貨	アクセサリ	化粧品	美容器具
各種電気製品	家具・インテリア	玩具・ホビー	

※詳細は貴社商品情報に基づき、都度確認いたします。

2、取り扱い不可カテゴリー

医薬品(各分類)	幼児用食品	リユース・中古品
----------	-------	----------

3、越境ECにおける全カテゴリーの確認必要条件

- ①日本商標登録
- ②成分・仕様等の製品情報

4、その他の確認事項

カテゴリー別毎に追加で確認事項が御座いますので、貴社商品情報を元に都度お問い合わせください。

例) 口の中に入れるモノ：原産地証明書